

平成27年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年3月11日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 5番 岡本 達眞
6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎
8番 東口 守夫 12番 木下祐一郎
13番 山崎 儀章 14番 岩見 正明
15番 古井 淳二 16番 田中 正則
17番 鎌谷 一也 18番 谷口與理幸
19番 木原君太郎 20番 有岡 正裕
21番 安藤 博子 22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 4番 横山 和男 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 2番 岡田 孝明 3番 多内 茂
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
について
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する
か否かの判断について
第10 議案第8号 平成28年度農作業標準賃金の決定について
第11 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、2名です。</p> <p>出席者数21名です。定足数に達していますので、平成27年度第12回八頭町農業委員会を始めたいと思いますが、開会の前に東日本大震災の犠牲になられた方々に対し追悼の意を込めて黙祷を捧げたいと思います。黙祷。</p>
出席者一同	(黙祷)
事務局	黙祷終わり。それでは始めたいと思います。
議長(会長)	<p>(あいさつ)</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 岡田孝明委員、3番 多内 茂委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	(報告なし)
議長(会長)	無いようでしたら事務局でお願いします。
事務局	<p>それでは、報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており問題なしということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は20件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長(会長)	この件につきまして質問意見はありますか。
委員一同	(質疑なし)
議長(会長)	<p>続きまして、日程第3 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号受付番号24-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件

受付番号 24-1 について説明します。

受付番号 24-1 土地の所在 茂田地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 299 m²です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、91 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、12 番 木下委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木下委員 3月6日に譲受人に確認をしました。きちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号 25-2 について、事務局より説明をお願いします

ます。

事務局

受付番号 25-2 について説明します。

受付番号 25-2 土地の所在地 島地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 846 m²です。

売買による所有権移転です。理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、116 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。ほ場整備の際に、1枚の田が2名の所有者で分けられている田になります。今回、耕作されている方に譲られるということで話がまとまったものです。きちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号 26-3 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 26-3 について説明します。</p> <p>受付番号 26-3 土地の所在地 見槻中地内 2 筆 台帳地目 2 筆とも田 現況地目 2 筆とも田 面積 1,570 m²と 754 m²、合計 2,324 m²です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということがまとまったものです。</p> <p>この案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件を満たしています。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、80 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号（農業生産法人要件）同第 3 号（信託の引受けの禁止）及び同第 6 号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、25 番田中洋司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	3 月 4 日に譲受人に面会をしました。譲受人宅近隣の農地であり、以前から譲受人が購入希望されていた土地ということでした。譲受人はきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして、日程第4 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号7-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号7-1について説明します。</p> <p>受付番号7-1 土地の所在地 上津黒地内1筆 台帳地目 田 現況地目 畑 面積 166 m²の内 78 m²です。墓地を目的とする転用です。</p> <p>場所は、議案書の3から5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在の墓地が山中にあり、道も険しく、今後の管理が困難となるため、申請地に移設したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に該当するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産性の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は定期貯金明細書により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。</p> <p>申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地等経営に関する事前指導の協議終了しており問題ないと考えます。</p> <p>申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。</p>

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないこととなっていますが、雨水は自然流下で隣接河川に放流されますし、集団の農地を分断することもないので、周辺の農地に影響はないと考えます。隣接農地の所有者の同意もあります。

被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、11 番橋本委員に事前調査をお願いしていますが、欠席ですので事務局で報告してください。

事務局 橋本委員より事前調査報告がありました。申請人に面会し現地確認をしましたが、周辺農地への影響はなく問題ないと考えるところでした。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
以上で議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第 5 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号 12-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議の件。
農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 12-1 について説明します。

土地の所在地 三山口地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 396 m²の内 118 m²。索道設備設置場を転用目的とした賃貸借権設

定の一時転用になります。

場所は、議案書 8 から 10 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 11 ページに付けています。理由につきましては、高圧送電線の鉄塔建替工事を施工するにあたり、索道設備を使用し、申請地にワイヤーを通過させるための支持構造物設備を設置するとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産性の低い農地、第 2 種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっておりますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は自然流下ですし、汚水排水は発生しないため、周辺の農地に影響はないと考えます。また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長（会長）

この件につきましては、20 番有岡委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

有岡委員

鉄塔を建替えるとのことです。2 年前にも同じ工事があり、その際にはヘリを使用したようですが、今回の場所は貴重な鳥が生息しておりヘリが使用できないので、索道で対応されるとのことでした。11 ページの地図を見ていただきたいのですが、畑の隣は原野ですし、反対側の農地にも影響はなく、集落への説明もされており、了解を得られていますので問題ないと考えます。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 12-1 について申請どおり決定いたします。 以上で議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第 6 議案第 4 号農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号農用地利用集積計画案の決定について 八頭町長から平成 28 年 2 月 26 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の 12 から 35 ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規 41 件、更新 92 件で、面積は、田 417,851 m ² 畑 7,963 m ² 合計 425,814 m ² です。 中間管理事業分は、新規 1 件で、面積は、田 2,455 m ² です。 134 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
議長（会長）	受付番号 463-1 から 504-42 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
田中洋司委員	受付番号 483-21 は良い例として紹介したい。面積的には少ないですが、この借受人は神戸に野菜を売られています。イタリアン料理店で使う野菜を栽培されており今後は、規模拡大し集落全体で取り組んでいきたいということでした。まず、最初の取組として、この申請をされたものです。
議長（会長）	その他ありますでしょうか。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 463-1 から 504-42 について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 505-43、507-45 についてですが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	(関係委員退室)
議長 (会長)	それでは、受付番号 505-43、507-45 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 505-43、507-45 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして、受付番号 506-44、508-46 から 569-107 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 506-44、508-46 から 569-107 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号 570-108 についてですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（関係委員退室）</p>
議長（会長）	<p>それでは、受付番号 570-108 について審議を行います。意見・質問はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 570-108 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。</p> <p style="text-align: center;">（関係委員入室）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、受付番号 571-109 から 596-134 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 571-109 から 596-134 について申請どおり決定します</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案につい</p>

て、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農用地利用配分計画案について説明をします。八頭町長より平成28年2月26日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号94-1について説明します。

先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地2,455㎡を借受け希望のありました担い手1名へ配分するものです。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、案どおり承認いたします。

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、関係する案件ですので、受付番号16-1から18-3について事務局より一括説明をお願いします。

事務局

議案第6号農業振興地域整備計画の変更について

八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号16-1から18-3について説明します。

受付番号16-1 申請地大江地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積401㎡。

受付番号17-2 申請地 大江地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積342㎡。

受付番号18-3 申請地 大江地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積296㎡。

目的は、すべて農用地区域への編入です。

理由としては、中山間地域等直接支払交付金事業により、協定対象農地に位置付け、集落の守るべき農地として維持管理をしていくため

とのことです。

場所は、議案書の 38 から 40 ページに図面を付けています。これらの農地は、ほ場整備されていない第 2 種農地であり、農用地区域近隣の農地です。

議長（会長） この案件は、21 番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

安藤委員 3 月 2 日に現地確認をしました。集落で農地を守っていかれるとのことですので、問題ないと考えます。

議長（会長） 意見質問はありませんか

山崎委員 中山間地域等直接支払交付金事業はなぜ 10 年前にされなかったのでしょうか。

安藤委員 一度にできればよかったですのですが、当初は申請人が自作したいという気持ちがあり、農地としても小さい農地であり進まなかったようです。

山崎委員 この農地は急傾斜地ですか。

安藤委員 住宅地の近くの農地です。

議長（会長） その他意見質問はありますか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして、日程第 9 議案第 7 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号耕作放棄地の農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について。
委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地

パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。

これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。

議案書42ページをご覧ください。

野町地域を審議対象地としております。合計筆数は4筆 面積は526㎡です。

今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を行い、農地台帳から削除する予定です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。

以上で日程第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。

続きまして、続きまして、日程第10 議案第8号平成28年度農作業標準賃金の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 3月2日に農作業標準賃金検討会を行いました。

農業委員会からは、田中喜一郎職務代理、田中洋司職務代理、岡田農政部長が出席し、普及所、農協各支店長、認定農業者、農業法人の方等で検討していただきました。

以前より畔草刈りの標準賃金を定めて欲しいという要望があり、検討の結果、1時間当たり1,530円から1,870円と設定しました。

シルバー人材センター、鳥取市、岩美町を参考に1時間当たり1,700円を基準に前後10%で設定しました。

その他については、昨年と変更はありません。

果樹関係につきましては、農協の果実部会で検討され3月18日までには決定の予定です。今回決定になったものは、3月末発行の広報4月号と一緒に全戸配布・JA各支店窓口配布するとともに、ホームページにも掲載する予定です。

議長（会長）	質問意見等はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	提案どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、案通り決定といたします。 以上で日程第10 議案第8号平成28年度農作業標準賃金表について審議を終了いたします。続きまして日程第11 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・2月審議転用案件の許可状況について ・農業委員会制度改正について ・建議書に対する回答について ・視察研修について <p>次回 委員会は、4月11日（月）午後1時30分から船岡庁舎 会議室で行います。 以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
鎌谷委員	震災地域の再生に学びながら、13地域のこれからの5年間を考えていきたいということで、別添冊子のとおり3月12日（土）にふなおか共生の里シンポジウムを開催します。参加できる方は参加して下さい。
議長（会長）	その他ありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。 終了（14時20分）